

鳥取県告示第 770 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 7 項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第 9 項において準用する同法第 15 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 鳥獣保護区の名称

千代川流域鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

鳥取市安長地内の県道伏野覚寺線の八千代橋東詰を起点とし、同所から県道秋里吉方線を南方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線の千代橋東詰千代川右岸堤防に至り、同堤防を南方に進み、県道鳥取河原自転車道線に至り、同県道を南方に進み、国道 53 号に至り、同国道を南方に進み、県道袋河原八坂線に至り、同県道を南方に進み、円通寺橋を経て平成 16 年 10 月 31 日における鳥取市と同日における河原町の境界に至り、同境界線を西方に進み、県道鳥取河原線に至り、同県道を北方に進み、県道高路古海線に至り、同県道を北方に進み、県道鳥取港線に至り、同県道を北方に進み、県道伏野覚寺線に至り、同県道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 指定目的

本鳥獣保護区は、鳥取県の三大河川の一つで県東部を流れる千代川河口から上流に約 3.3km の県道伏野覚寺線の八千代橋から県道袋河原八坂線円通寺橋の間の千代川河川敷を主体とし、渡り鳥の採餌・休息等のための水田地帯を含めた主要道路（国道、県道）等で囲まれた区域で、河川敷には、マコモ、ヨシ、ススキ、柳等の草本植物などにより構成されている。

冬季、県内にはコハクチョウの越冬渡来地の南限である中海など多数の渡り鳥の渡来地が存在し、採餌・休息場又はねぐらとなっているが、本区域もそういったコハクチョウ等水鳥の休息集団渡来地の一つである。これら集団渡来する渡り鳥の保護を図るため、当該区域を集団渡来地の保護区に指定するものである。